



群勞発基0111第8号

令和4年1月11日

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
群馬支部長 殿

群馬労働局長
(公印省略)

「石綿障害予防規則第三条第六項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者に係る具体的事項について」の一部改正について

労働基準行政の運営につきましては、日頃より格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、新たに建材中の石綿含有率の分析方法に関連する日本工業規格として、令和3年8月20日付けでJIS A 1481-5（建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第5部：X線回折法によるアスベストの定量分析方法（第1部の定性的判定方法を用いる場合の方法））が制定されたところです。

つきましては、関係専門家の検討を踏まえ、令和2年9月1日付け基発0901第10号「石綿障害予防規則第三条第六項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者に係る具体的事項について」の一部を別添のとおり改正したので、ご了知いただきますようよろしくお願いいたします。

令和2年9月1日付け基発0901第10号「石綿障害予防規則第三条第六項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者に係る具体的事項について」新旧対照表

改正後	改正前
<p>基発0901第10号 令和2年9月1日 一部改正 基発0329第3号 一部改正 令和3年3月29日 一部改正 基発0526第3号 令和3年5月26日 一部改正 基発1223第2号 令和3年12月23日</p>	<p>基発0901第10号 令和2年9月1日 一部改正 基発0329第3号 令和3年3月29日 一部改正 基発0526第3号 令和3年5月26日</p>
<p>石綿障害予防規則第三条第六項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者に係る具体的事項について (略) 1 (略) 2 学科講習及び実技講習（以下「講習」という。）の内容及び講師（第2条関係）</p>	<p>石綿障害予防規則第三条第六項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者に係る具体的事項について (略) 1 (略) 2 学科講習及び実技講習（以下「講習」という。）の内容及び講師（第2条関係）</p>

<p>(1) (略)</p> <p>(2) 実技講習 (第2条第3号関係)</p> <p>実技講習は、次表の左欄に掲げるいずれかの方法について、それぞれ同表の中欄に掲げる内容について行われるものであること。なお、実技講習の時間については、それぞれの分析の実施について習得するために必要な時間行うこととし、次表の右欄に掲げる時間を目安とすること。</p> <p>また、次表の左欄における「偏光顕微鏡による定性分析の実施方法」は、日本産業規格 (以下「JIS」という) A 1481-1 による石綿分析方法、同欄における「位相差・分散顕微鏡及びエックス線回折装置による定性分析の実施方法」は、JIS A 1481-2 による石綿分析方法、同欄におけるエックス線回折装置による定量分析の実施方法は JIS A 1481-3 及び JIS A 1481-5 による石綿分析同欄における「偏光顕微鏡による定量分析の実施方法」は JIS A 1481-4 による石綿分析方法であること。</p> <p>表 (略)</p> <p>(3) ~ (4) (略)</p> <p>3~4 (略)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 実技講習 (第2条第3号関係)</p> <p>実技講習は、次表の左欄に掲げるいずれかの方法について、それぞれ同表の中欄に掲げる内容について行われるものであること。なお、実技講習の時間については、それぞれの分析の実施について習得するために必要な時間行うこととし、次表の右欄に掲げる時間を目安とすること。</p> <p>また、次表の左欄における「偏光顕微鏡による定性分析の実施方法」は、日本産業規格 (以下「JIS」という) A 1481-1 による石綿分析方法、同欄における「位相差・分散顕微鏡及びエックス線回折装置による定性分析の実施方法」は、JIS A 1481-2 による石綿分析方法、同欄におけるエックス線回折装置による定量分析の実施方法は JIS A 1481-3 による石綿分析同欄における「偏光顕微鏡による定量分析の実施方法」は JIS A 1481-4 による石綿分析方法であること。</p> <p>表 (略)</p> <p>(3) ~ (4) (略)</p> <p>3~4 (略)</p>
--	--